

住所
会社名
代表者名

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 1 0 条に
基づく報告の徴収について（外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類
に関する報告）

まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法（平成 8 年法律第 1 0 1
号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、外国船籍のまき網漁船によっ
て漁獲されたまぐろ類について、下記のとおり必要な報告を求めることとしたの
で、農林水産大臣宛てに提出されたい。

なお、「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法第 1 0 条に基づく
報告の徴収について（外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告）」（平
成 3 1 年 4 月 1 日付け農林水産省指令 3 0 水管第 2 9 4 0 号 - 3 及び令和元年 6
月 2 8 日付け農林水産省指令 3 0 水管第 2 9 4 0 号 - 8）は、令和 2 年 1 2 月 2 1
日付けで廃止するので、御了知ありたい。

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

農林水産大臣

記

1. 趣旨

めばちまぐろやきはだまぐろは、我が国周辺水域を含む中西部太平洋海域など
幅広く生息しており、我が国かつお・まぐろ漁業者にとって主要な漁獲対象種と
なっている。また、我が国は、めばちまぐろやきはだまぐろを含むまぐろ類の主
要な輸入国である。

近年、地域漁業管理機関（R F M O）における資源評価の結果、多くの海域で
めばちまぐろやきはだまぐろの資源が減少しており、一部では過剰漁獲かつ乱獲
状態にあることが示されている。資源減少の要因の一つとして、かつおを主対象
とする外国船籍のまき網漁船による小型魚の混獲が指摘されているが、混獲実態
に関するデータ等は依然として不足している。

そこで、責任ある市場国として、外国船籍のまき網漁船によるまぐろ類の混獲
等に関する情報を収集し、これらの情報を関係する R F M O に提供することによ
り、R F M O において、まぐろ類の適切な保存及び管理の強化を図るための適切
な措置が取り決められるよう努めることとする。

2. 報告の内容

令和 2 年 1 2 月 2 1 日以降、外国船籍のまき網漁船（関税法基本通達（昭和 4
7 年 3 月 1 日付け蔵関第 1 0 0 号財務省関税局長通達）2 - 6 のただし書きの水
産庁長官の証明を受けている漁船を除く。）によって漁獲された冷凍のめばちま
ぐろ、きはだまぐろその他のまぐろ（びんながまぐろを除く。）及びめかじきそ

の他のかじき（以下「冷凍まぐろ類」という。）を我が国に輸入する場合には、次の（１）から（２）までに掲げる事項について、別紙様式により、農林水産大臣宛てに報告することとする。

また、（３）の事項については、農林水産省指令２水管第１８６９号によって報告を求める「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書（様式２）」の提出の際に、当該事項が確認できる検量証明書を添付することにより、この報告を行うものとする。

（１）漁船名、船籍、RFMO登録番号

（２）操業情報

①航海期間（出港から最初の水揚げまでを一航海とする。）

②漁獲時期（年、月）

③漁獲海域

④群れの型

⑤操業日数

⑥操業回数

⑦当該航海におけるまぐろ類・かつおの魚種別・サイズ別漁獲量

（３）輸入しようとする冷凍まぐろ類に係る魚種別・サイズ別混在状況

３．報告の提出時期又は提出期限

２（１）及び（２）に関する報告については、平成３０年３月６日付け輸入注意事項３０第３号又は平成３０年３月６日付け輸入注意事項３０第２号に基づき農林水産大臣の確認書（以下「確認書」という。）の交付を申請する際に、次の各号に掲げる事項について別紙様式により農林水産大臣宛てに報告することとする（正本１部、写し２部）。

確認書の交付の申請をNACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）貿易管理サブシステムにより電子申請で行う場合には、添付書類として別紙様式の写しを提出することとする。また、別紙様式の「電子申請番号」欄に電子申請番号を記入したものを、農林水産省指令２水管第１８６９号に基づく「冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書」と併せて４に従い提出することとする（郵送も可とする）。

また、２（３）に関する報告については、輸入した日から１０日以内に４に従い提出することとする（郵送も可とする）。

４．報告の提出先

報告書は水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班に提出するものとする。

（郵送先）

〒100-8907 東京都千代田区霞が関１－２－１

水産庁資源管理部国際課かつお・まぐろ漁業室海洋漁業資源管理班

電話：03-3502-8111（内線6710）

FAX：03-3591-5824

附則

この指令書は、令和２年１２月２１日から施行する。

外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告書

農林水産大臣 殿

住所 _____

輸入業者及び代表者名 _____

記入者名 _____

TEL _____

報告年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

FAX _____

以下のとおり報告します。

【電子申請の場合:電子申請の受付番号 _____】

(1) 漁船情報						
漁船名			船籍国			RFMO 登録番号
(2) 航海期間						
(3) 漁獲時期	(4) 漁獲海域		(5) 群れの型	(6) 操業日数	(7) 操業回数	
	外国等水域	公海等				
(8) 航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量【トン単位で記載する】						
①メバチ						
~1.4kg ()	1.4~1.8kg ()	1.8~3.4kg ()	3.4~9kg ()	9kg~ ()	その他	小計
②キハダ						
~1.4kg ()	1.4~1.8kg ()	1.8~3.4kg ()	3.4~9kg ()	9kg~ ()	その他	小計
③カツオ						
~1.4kg ()	1.4~1.8kg ()	1.8~3.4kg ()	3.4~9kg ()	9kg~ ()	その他	小計
④ソウダガツオ		⑤ビンナガ		⑥その他魚種		⑦全魚種合計

注1 当該冷凍まぐろ類を漁獲した漁船の使用者又は所有者によって作成された、上記(1)~(8)の内容を確認できる書類を別紙として提出する場合には、(1)~(8)の記載を省略することができる。

注2 操業日数及び操業回数については、漁獲時期、漁獲海域又は群れの型ごとに記載すること。

注3 漁獲海域について、外国等水域(内水、領海、EEZを含む。)の場合は国等の名前を、公海等の場合はMED(地中海)、AT(大西洋)、IN(インド洋)、PE(東部太平洋)、PCW(中西部太平洋)のいずれかを記入すること。

注4 群れの型は、FADs、鮫つき、鯨つき、素群、その他のいずれかを記入すること。

注5 航海期間中の魚種別・サイズ別漁獲量について、様式に記載のサイズ区分と異なるサイズ区分を用いる場合は、カッコ内に当該サイズ区分を記入すること。